

志木市条例第 8 号

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険税条例（昭和 30 年志木市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 22 条中「580,000 円」を「610,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の志木市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。